

資 料 編

目 次

法制関連資料

I 「種 子」	41
II 「種子生産及び関連する政策」	43
a) トルコ種子制度	43
b) トルコにおける種子需要	43
III 「農林省が要請し、トルコでの種子生産の目的のために投資を 望む海外団体、民間合弁事業体、地方民間団体、その他の個人 又は団体が取るべき必要な手続き」	47
IV 「種子産業の促進に関する法令」(閣僚会議決議)	60
V 「トルコの外資導入政策」	61
VI 「外資奨励に関する法規」(No.6224)	71
VII 「外資枠組みの法令」(No. 19046)	75
VIII 「外資枠組み法令に関する公式発表No. I」(No. 19117)	77

(注) 出典

I : 『The First Japan-Turkey Joint Economic Committee Meeting』
Turkish-Japanese Business Council, March 16-18, 1987

II ~ VIII : 『Agriculture in Turkey : Some Key Information for Foreign Investors』 Published by
Ministry of Agriculture, Forestry and Rural Affairs, 2nd ed., Ankara, 1987

I 種子

トルコの2億7500万畝の耕地において、その生産性を増大させるためには、品質はもちろんのこと、多様な投入物として、病害虫や異なる環境条件に対して抵抗力のある高収量種子が必要となる。

国内の異なった生態的環境条件のために、いくつかの熱帯性作物を除いて、様々な品種の農作物が多く生産されている。1986年度の種子の調達は、概略がわかるように下表に示してある。

種子の調達 (a) (ト)

農作物	1986年
小麦	320,000
大麦	45,000
ジャガイモ (高収量品種)	31,000
綿	28,000
大豆	8,000
トウモロコシ (雑種)	5,600
ヒマワリ (雑種)	2,600
ヒマワリ (ヴィニミック)	4,200
稲	2,250
ヒラマメ	335
ヒヨコマメ	237
野菜	400
アルファルファ	463
イガマメ	370
ソラマメ各種	1,000

(a) 公企業体および民間の種子会社が調達して配布する種子。

農民自身が蓄える種子は含まれない。

トルコの種子需要は以下の供給源によって満たされる。

- ・農民が自分たちで生産するために蓄えた種子
- ・民間の種子会社が国内および海外市場から調達し、その結果として市場に出た種子
- ・必要とされるが上記の所からは供給されないため、政府が調達して販売する種子

民間の種子会社の数は総計で25社であった。これらの会社は、雑種および非雑種野菜、雑種トウモロコシ、雑種ヒマワリ、大豆、ジャガイモ、花、飼料用穀物のような農作物を重視した。こうした会社の大半は、過去4年間に採用されてきた生産性向上のための奨励金の結果、設立されたものである。

以来行なわれた決定は、民間企業を種子および種畜の品種改良、市場売買の分野に参入させることで、これは急速に統合されて行く世界における最近の発展に参画する機会に対して準備するためのものである。最近履行された施策には次のものがある。

- 種子と種畜の登録および証明期間が短縮された。たとえトルコ国内で試験がなされなかった場合でも、同じように信頼できる筋から得たこうした試験結果に関する情報は直ちに考慮されなくてはならない。
- 民間の種子会社は独自の研究開発設備を設置できる。
- 種子の輸入は、農林・村落省 (MAFRA) の許可を得て、登録した種子会社が行なう。
- 種子・種畜に関する投資および運転資本に対してはすべて、法令によって適切な利率でトルコ農業銀行から信用貸しが得られる。政府は金融信用審議会決議 (1987年2月) に基づいて、雑種ヒマワリおよび雑種トウモロコシの種子に対してキログラム単位で助成金を交付し、ジャガイモ基金国債を発行しうる。
- 多角的生産をもたらしうる輸出に関して、ある種の種子、種苗および苗木価格の40%に相当する額まで助成金を政府は提供しうる。

政府機関による種子と種畜の事業は、研究調査、品種改良および再生産の各段階で続けられた。民間部門は、これらの分野に貢献することが奨励される。政府は基本的かつ戦略的な研究調査や事業拡大の職務 (例えば品質および衛生基準の確立と管理、病虫害からの防護等) を重視している。

トルコは種子産業 (種苗や苗木等) や動物の育種 (種畜、精子、胚子、卵子等) の分野に対する投資については非常に将来性がある。我々はまた、外国の最新生産技術を積極的に受け入れ、この点では免税および信用貸しのような刺激策が進行中である。このような政策に関する詳しい情報は、国家計画庁の外資部門の刊行物に記載されている。これまでも幾つかの進展が見られるが、その他にも農作物全体として、又特に種畜において投資の可能性はさらにある。将来性のある重要な投資としては、小麦、大豆、各種モロコシ、綿花栽培、なたね、ある種の果物や野菜、水産品、羊の育種、食肉と家畜および植林用苗木がある。

II. 種子生産および関連する政策

a) トルコ種子制度

トルコの種子制度は、1963年に発布された「種子登録、管理、証明法 №308」および関連する一連の法規や法令に基づいている。種子法 №308は、種子の導入、検査、証明および市場での売買に対して完全な指導と管理を行なう一連の業務を通して農民を保護する目的で、本来作り出されたものである。過去2年間に政府が取った調整措置によって、国家の種子制度に対する有益で新しい指針がまとまって生み出された。これらの指針は特に種子制度の法律および経営管理上の組織に関するものである。このような体制下においては種子会社の所有権や操業に民間企業が関わっていくことを積極的に奨励する状況がもたらされる。

以下、トルコの種子に関する法規本文において設けられた変更事項として、

- 1 民間会社は現在では、品種の開発や検査のためのオペレーションズ・リサーチを設けて、試験用の種子を輸入できる。
- 2 登録および生産許可のための検査期間はかなり短縮された。商業レベルで種子を生産することが民間会社にも許可され、また十分な検査報告を登録委員会に提出する条件で登録簿にまだ載っていない品種も認可される。
- 3 トルコにおける新しい品種に対する生産許可は、その品種が同じような自然環境の土地でうまく育った証拠が提出されるならば、検査を受けなくても認められる。
- 4 種子の価格制度は自由化されている。種子の価格は種子会社が直接に決定することができ、決定された価格は種まき時期の3か月前に、農林・村落省に通知しなくてはならない。
- 5 種子の輸入は最近の法令で容易になり、その優先権は所定の種子会社、食糧・飼料産業、農業信用販売協同組合に対して与えられる。

トルコで種子事業が開始されたことに関心を抱く地方の投資者や外国の種子会社からは強い反応が起こっている。この2年間で、新しい種子会社が7社創設された。共同事業の交渉がいくつかなされ、新しい種子見本の情報や民間の品種テストが行われている。このように現在では事業を強く促進する状況があり、また民間の種子産業の発展を促すために、トルコ政府は強力な肩入れをしている。

b) トルコにおける種子需要

保証された種子の年間需要は約55万トと見積もられる。次のような穀物の耕作面積および種子必要量は、かなり増えるものと見込まれる。すなわち、雑種トウモロコシや大豆（第2農作物計画に含まれる）、食糧および飼料用豆と飼料穀物（休閑地削減計画に含まれる）および雑種ヒマワリのような油糧種子である。

良質で高収量品質（特にF1雑種）の導入によって、保証された種子を毎年使いようとする農民の傾向は高まると考えられる。

トルコには高品質の雑種トウモロコシの種子、油糧種子、飼料穀物の種子および野菜の種子の生産に対する投資市場として大きな可能性がある。

土壌準備から収穫にいたる全ての過程において、良質の種子を使用すると収穫高が20~30%確実に増大する。雑種種子では、これはさらに増大する。特に雑種トウモロコシや雑種の野菜種子では、標準品種を用いたときの3~4倍まで収穫増量となる。

このため農業の発展は、農民に良質の種子を供給できる活動的な種子産業の存在に基づいている。政府の計画では、穀物生産の増大における種子産業の重要性が強調され、「種子産業の発展に対しては、あらゆる事前策が取られ、また奨励金が出されるものとする」と述べられている。これによって、改良品種、特に国内で改良された品種の生産が重視されてきた。

1980年以降に生産および配給された様々な種類の種子の量については、例えば小麦の生産が1980年(49,042ト)から1985年(215,210ト)にかけて4倍に増大しているのがわかる。同じ時期に、大麦の種子の配給量は3倍(1980年は12,932トで1985年には35,050ト)に増えている。

また同時期、雑種トウモロコシ、ヒマワリおよび野菜の種子の生産と配給において、次のような増加が認められる。すなわち雑種トウモロコシでは種子の生産が5倍に、その配給は9倍に増え、またヒマワリの種子の生産は2.5倍で配給が3倍、野菜の種子では生産が2倍で配給が4倍に増えている。

—雑種トウモロコシの1986年度の種子生産予定では、民間部門の市場占有率は82%である。

—雑種ヒマワリの1986年度の種子生産予定では、民間部門の市場占有率は97%である。

—野菜の1986年度の種子生産予定では、民間部門の市場占有率は96.3%である。

農林村落省の別の政策として、良質で高収量が見込め、かつ経済的価値のある保証された種子を十分な量だけ輸入することである。これらの種子は害虫や病気に対して抵抗力があり、穀物の収穫高を増やすにも地方で種子が得られない場合であっても、国内および海外市場で入手できるものである。

特に過去2年間に輸入された種子は、我が国の種子必要量の不足分を埋め合わせ、穀物収穫量を増大させた。1985年非常に暑い夏にトルコで生じた干ばつのために被った損失は、輸入された種子を用いたために最小限度におさえられた。

輸入種子のほとんどは、国内で試験され生産許可がおりた品種から選ばれた。これらの種子は「農業の害虫・病害管理および農業検疫法 No.6968」の規定に従って輸入され、税関でチェックされて国内に持ち込むことが許可されたものである。トルコに種子を輸入するために前もって必要とされることとしては農林村落省の許可を得ることである。

上述した1981年からの輸入政策に従って、公共および民間団体が輸入した種子の種類と量については、(第一および第二穀物として用いる)高収量が見込める種子の輸入は過去2年間で増加しており、輸入種子の使用によって収穫高が著しく増大している。

〔例〕1984年に輸入されたサドヴェ小麦は、トラキア地方に作付けされた他の品種の小麦よりも1デカルにつき75~200kg多く収穫された。一方、地方品種の代わりに雑種トウモロコシの種子を用いることで、1デカルにつき500~600kgの収穫高増がなし遂げられた。

トルコの気候や土壌構造が種子生産に適していることや、西側諸国よりも労務費が低いことは、トルコでの種子生産活動を魅力あるものとしている。近年まで国家の役割は、研究調査から生産に至るまで、種子政策においては支配的であった。しかし、トルコの農民が必要とする良質の種子を全て供給することはできなかった。

こうした需要のために、種子の輸入が開始され地方での種子生産を補った。しかし、絶え間のない輸入によっても需要を満たすことは困難である。

トルコは世界から見て位置的に有利である。又種子の生産や輸出に非常に適していることもあって、種子の生産を急速に増大させるための法令や告示によって、多くの可能性が民間部門にもたらされた。

種子の価格は、公共および民間部門でともに自由化された。世界の種子生産技術に追いつき、また高収量品種の国内入荷が短期間で行なわれるように、登録および生産許可の仕組みが再調整された。良質の種子の使用を農民に勧めるために、助成金が支給されたり個人の信用限度額が引き上げられた。標準の自然受粉品種の育種が続けられて、種子生産は急速に増大した。

世界各国でF1雑種種子の使用が増えていることが認められている。農林村落省はトルコでの雑種研究を重視してきたが、特に雑種トウモロコシと雑種ヒマワリに関してその進展があった。将来性のある雑種野菜種子の品種に関する研究は最終段階に至っている。

農林村落省は、生産技術の普及に重きを置く外国資本の流れを重視しており、トルコ国内および外国企業を奨励することは、この目的を満たすための重要な要素とみなされる。事前に対応策が取られ、またここ数年間では生産性向上のための奨励金が民間企業に支給されたため、トルコでは現在21の種子会社が操業している。認可に基づく（すなわち親種を海外から輸入する）種子生産は国内で急速に発展している。

指定生産と迅速な配給に基づいた1985—1989年間の種子生産計画は、その種類と分量に関して言えば、穀物の種子は5年毎、ヒマワリの種子は1～3年毎、ジャガイモの種子は3～4年毎にそれぞれ一度新しいものと取り換えられることを想定している。

民間部門が種子の生産を始めてからは、種子の輸入に加えて、ある量の種子が輸出され始めた。特に標準雑種野菜の種子が主としてオランダに輸出され始め、その収益額はかなりなものに昇っている。我が国の種子の輸出は以下の表に示される。

1980—1983年間に輸出された種子（単位：ト）

種子の種類	1983	1984	1985
野菜	64.8	125.6	208
飼料穀物	—	165	8,000

上の表からわかるように野菜種子の輸出は、1983年の64.8トから1985年の208トへと増加した。中

近東諸国の他に、トルコは種子産業が発展しているオランダのような国々へも種子を輸出し始めた。

種子の洗浄と化学処理は、種子に関する活動業務の他の側面である。洗浄され化学処理された種子を用いることは、生産を増大させる上で重要な要素である。洗浄されていない種子の中に他の種類、品種の穀物、および雑草の種子が混じると、穀物の品質や収穫高が低下する原因となる。一方、洗浄された種子を化学処理すると収穫高が10～15%増となる。

農林村落省は種子の洗浄と化学処理を非常に重要視している。穀物種子は化学薬品で処理され、当省の地方団体に入手できる種子クリーナーを用いることで無料で洗浄できる。

Ⅲ 農林村落省が要請し、トルコでの種子生産の目的のために投資を望む海外団体、民間合弁事業体、地方民間団体、その他の個人または団体取るべき必要な手続き

トルコで種子生産の目的のために投資することを望んでいる海外団体、民間合弁事業体または地方の民間団体取るべき手続きは法規 No.308に則るものとされた。

この法規によれば

これらの団体は(トルコでの)商業上の位置が承認された後は、次の点を除いて、いかなる約定によっても拘束されない。

- 1 生産される種子の品種は、法規 No.308によって取り扱われるものとする。
- 2 種子は海外から直接に輸入するかわりに、トルコで生産した後に売るものとする。

(例えば、F1 雑種の同系交配系統をトルコに導入し、F1 のものはトルコで生産する)

法規308によれば

トルコ国内の一般的状況下では、収穫高、病害に対する抵抗力および他の面から、現在のものよりも優れた品種を生産できる。従って農林村落省は、農作物の収穫高および品質に安定性と優秀性をもたらすことで、トルコ農業の発展に効力を発揮している。

品種を生産に使用することは、生産許可が得られた後かまたは品種が法規 No.308の本文に記されている「登録委員会」に登録されてから可能となる。

いくつかの品種が、法規 No.308が発効した1963年以降、この手続きを経て登録されたり生産許可が与えられている。

2.1 管理された種子生産の許可に関する方法は以下の通りとする。

品種を法規 No.308に則ったものにするために必要な手続きは以下に詳述されている。

- 1 団体が生産する予定の品種が登録されるか、またはトルコで生産許可が与えられた場合。(これらの品種リストは農林村落省で入手できる)
 - 1.1 団体は「書式1」と「書式2」に記入して、書面で農林村落省に出願しなくてはならない。
 - 1.2 法規 No.308によれば、種子や穀物としてこれらの品種をトルコで生産することは制限されない。
種子生産は、法規 No.308に関して農林村落省の省令に従って行なうことができる。
 - 1.3 これら品種の種子または穀物の消費に関する市場調査は、法規 No.308によれば制限されない。
 - 1.4 これら品種の種子の輸入または輸出には、農林村落省の許可が必要である。
 - 1.5 品種が登録されるかまたは登録品種のように生産許可が与えられて、団体が「農業調査を許可する」と記されている認可書を得た場合、この品種の繁殖および基本種子は当該団体が生産できる。

<1> 省令の幾つかの条項について検討が続けられているため、追加情報は後で関係者に伝えられ

る。

- 1.6 品種の「管理種子生産許可」を得るか、または団体が「農業調査を許可する」と記されている認可書を受けなかった場合、この品種の種子は管理種子としてのみ生産することができる。
- 1.7 これらの品種をトルコで生産し、配給するかまたは市場に出荷する団体は、契約書（用紙4）に記入して農林村落省に提出しなくてはならない。
- 2 一品種が登録されないか、またはトルコで生産許可を得た場合。
 - 2.1.1 団体は（用紙1）または（用紙2）に記入し、その用紙と下記の書類（10部）を（用紙№3）に添付して農林村落省に出願しなくてはならない。
 - －品種が何であるかを確認する品種同定。（この見本は、法規№308に関する農林村落省の省令に載っている）
 - －トルコで団体が行なう品種検査の結果を示す表。（もしあればの場合）
 - 2.1.2 農林村落省は登録委員会を召集し、団体を委員会に招くものとする。
 - 2.1.3 団体は品種に関して入手できる他の書類（他の国で行なわれた検査結果、パンフレット、写真）や種子見本を、検査のために委員会に提出しなくてはならない。
 - 2.1.4 生産許可期間に生産許可が与えられた場合、団体は、
 - －農作物または品種の管理種子を生産できる。
 - －種子または穀物としての品種の消費について市場調査が行なえる。
 - －農林村落省の許可を得て、品種の輸入または輸出が行なえる。
 - 2.1.5 生産許可が与えられた場合、団体は種子生産に関する請負書（用紙4）に記入して農林村落省に提出しなくてはならない。
- 2.2 登録品種として取り扱われるために、種子として生産される品種に対する生産許可を得るための手続き。（標準品種と雑種品種に適用される）
 - 2.2.1 これらの品種はトルコで収量検査が行なわれるものとする。
 - 2.2.1.1 法規№308は以下のように規定している。これらの収量検査は、
 - －公的調査機関が行なうものとする。または
 - －公的調査機関の監督の下に、民間部門が行なうものとする。または
 - －「農業調査を認可する」と記されている認可書を有する民間部門が行なうものとする。
 - 2.2.1.2 品種に対する生産許可を求める団体が「農業調査を認可する」という認可書を得た場合、農林村落省は、必要と判断し都合の良い状況であれば、公的調査機関かまたは当機関の監督の下に団体自身に収量検査を行なわせる。

（*）団体は検査のために十分な量の種子を用意する。「農業調査を認可する」という認可書を有していない団体が提出する種子は、農林村落省が税関を通過させる。このような民間団体

は(用紙8)に記入し、(用紙7)で言及されている申請書を添付して農林村落省に送付しなくてはならない。当省では検査を行なうかまたは監督する機関を指定し、また種子について税関を通過させる任務をその機関に委託する。こうして品種は生産許可を与えられるか、実際に検査を行なう団体または機関の名義で登録される。

2.2.1.3 民間団体が農業調査を行なえる認可を得ようとする場合、以下の事が必要とされる。

- 申請書に記入し、その写しを1部(用紙5)に添付する。
- 以下の情報を含んだ資料ファイル(5部)を用意する。
 - (*) 団体が、品種改良や当品種の収量検査を行なうのに適した十分な広さの土地を所有しているか、または長期間借りていることを証明する書類。
 - (*) 団体が、必要とされる工作機械、設備、建物、倉庫、試験所、温室およびその他の施設を所有していることを証明する書類。
 - (*) 団体が、様々な分野で調査を行なうために、十分な人数の農業技術者(すなわち品種改良家、農業経済学者等の技術スタッフ)を手当てしたことを示す書類。
 - (*) 団体が、十分な人数の補助スタッフをかかえているか、または一時的に雇ったことを示す書類。
- 資料ファイルは(用紙5)を添付して農林村落省に提出する。
- 当省は団体を調査するための委員会を設立し、委員会は欠けている点を見つけた場合は団体に補うことを要請し、欠けた点がないと裁定した場合は当省に報告を提出する。
- 当省は関係する登録委員会を召集し、団体を委員会に招く。
- 「農業調査を行なえる」認可書を有する民間団体は、以下の権限が授与される。
 - (*) 品種開発に関する調査を行なう。
 - (*) 登録の基準となる検査を行なう。
 - (*) 検査に用いる種子見本を輸入する。
 - (*) 繁殖種子と基本種子を生産する。
- 請負書(用紙6)に署名し農林村落省に提出する。

2.2.2 登録品種のように生産許可を求める品種については、収量検査が所定の地で下記の表に示されている期間にわたって行なわれる。何らかの特質のために品種が標準品種より確かに優れていることが証明される場合、また標準品種がなければ、検査で用いられる他の品種よりも優れていることが証明される場合に生産許可はおりる。

作物	最少期間	各期間での最少の所定地数
1. 畑で育てられた野菜品種	1	2
2. おおいをして育てられた野菜品種 およびF1 雑種野菜品種	1 シーズン	-

3. F1 雑種畑作物品種	1 シーズン	3
4. その他の品種	2 年	2

- 2.2.3 上記の検査が終了した後に品種に対する生産許可を求める場合、トルコでの投資を望む海外団体は申請書（用紙3）に、（用紙1）と（用紙2）および検査結果を示した表、また検査を実施した団体が用意する品種同定書（合計10部）を添付して農林村落省に提出する。
- 2.2.4 農林村落省は関連する登録委員会を召集し、団体を委員会に招く。
- 2.2.5 団体が委員会に持参するものとしては、委員会が審査するための種子見本およびその他の書類（もしあればであるが、他の国で行なわれた検査結果、パンフレットおよび写真等）がある。
- 2.2.6 生産許可がおりると、団体は生産許可の有効期間中に、
- －各種の種子またはその品種の穀物を生産できる。（農業調査を実施する許可をまだ得ていない場合は、繁殖種子と基本種子は調査を行なった団体が生産できる）
 - －その品種の種子または穀物の消費について市場調査を行なえる。
 - －農林村落省の許可を得て品種の輸入または輸出が行なえる。
- 2.2.7 生産許可がおりた場合、団体は種子生産に関する請負書（用紙4）に記入して農林村落省に提出する。
- 2.2.8 農業調査を行なう認可を受けていないが、生産許可を得て、農林村落省が指定する調査機関の監督下で検査を実施したり繁殖種子および基本種子を生産することを望む団体、あるいはこのような調査機関が検査および生産を行なうことを望む団体は、（用紙7）の申請書に記入して農林村落省に申請するが、その際には（用紙1）および（用紙2）を添えて当省に提出する。当省では必要な手続きを終えてから、団体に正式に通知する。生産許可を得るためには、団体は第2.2.2節および第2.2.8節で言及されている条件を満たすものとする。
- 2.2.9 品種の登録を求める場合、「地方品種検査」に必要な種子は団体が用意する。
- 2.2.10 登録手続きは、第2.3節の規定に従って行なわれる。
- 2.3 品種登録のために行なう手続き。（標準品種およびF1雑種品種に関して）
- 2.3.1 自らの品種を登録品種として生産に用いることを望む団体は、第2.2節に記されている手続きを行ない、農林村落省の省令に従って必要書類を「品種検査および登録機関理事会」に提出してから、十分な分量の種子を地方品種検査に提出しなくてはならない。品種に対する生産許可を得ていない場合でも申請は行なえる。
- 2.3.2 農林村落省が「品種検査および登録機関理事会」を任命した後で、下記の検査が当理事会によって行なわれる。このように品種は、標準として使用されている品種と、また標準品種がない場合は、検査に用いられる他の品種と比較される。

作物	最少検査期間	最少の所定地数
1－畑で育てられた野菜品種について	2年	2
2－おいおいをして育てられた野菜品種 および (F1) 雑種品種について	1シーズン	—
3－(F1) 雑種畑作物について	2年	4
4－その他の品種について	3年	3

2.3.3 地方品種検査の後、登録を申請した品種は「品種検査および登録機関理事会」によって選ばれて農林村落省に提出される。

2.3.4 当省は関係する登録委員会を召集して、品種の所有者である団体を招く。

2.3.5 団体はその他の入手できる書類（パンフレット、写真等）および種子見本を委員会に提出するものとする。

2.3.6 品種が登録されると、第2.2.6節で規定されているように、その品種は生産を行なえる。

2.3.7 品種が登録された場合、団体は種子生産に関する契約書（用紙4）に記入して農林村落省に提出しなくてはならない。

(用紙 1)

トルコでの種子生産のために投資を希望する海外団体、地方の合弁事業
体または地方民間団体が最初の申請として農林村落省に提出する申請書。

- 1-団体の名称およびトルコにおける商業上の身元：
2-住 所：
3-資 本 金：
4-生産を予定している種子の種類：
5-生産予定地の住所：
全面積 (ヘカール)：
借地面積 (ヘカール)：
所有地 (ヘカール)：
6-種子の加工処理施設の有無：
7-生産予定品種が (F1) 雑種品種に属する場合：
-品種の名称および番号：
-親の名称および番号：
-親種子を調達する団体の名称および住所：
-1年に輸入される親種子の量 (最小)：
8-生産予定品種が標準品種に属する場合：
-品種の名称および番号：
-繁殖種子または基本種子を調達する団体の名称
および住所：
-輸入される品種の種子量 (最小)：
-繁殖種子 (kg)：
-基本種子 (kg)：
-登録種子 (kg)：
9-生産物の用途：
-トルコ国内で売られる量 (ト)：
-輸入される量 (ト)：
- 日 付：
署名：
500円印紙

(用紙 2)

トルコでの種子生産に投資するために市場調査の実施を希望する海外団体または地方の合弁事業体が、農林村落省に提出する申請書。

- 1 一団体の名称および住所 :
- 電話番号 :
- 2 一種子の種類 :
- 3 一市場調査を行なう種子が (F1) 雑種品種に属する場合 :
- 一親の名称および番号 : 雌性系 : 雄性系 :
- 一輸入される種子量 :
- (そのような種子がある場合) (最小) :
- 雌性系 (kg) :
- 雄性系 (kg) :
- 4 一市場調査を行なう種子が標準品種に属する場合 :
- 輸入される種子 :
- 一等級 :
- 一世代 :
- 一最小量 (トン) :

日付一署名

500ラ印紙

(用紙 3)

農林村落省 御中

アンカラ

私どもではトルコにおける市場調査および種子生産の目的のための投資を望んでおります。当団体に関して、また当方で生産に用いようとする穀物の種類および品種に関して、貴省が必要とされる情報につきましては添付書に詳述しております。

添付書に詳述した品種に対する生産許可を与えて下さるよう、必要なご処置をお願い申し上げます。

日 付一署名

同封物：1 - 品種同定書 (2部)

2 - 検査結果を示す表

(用紙 4)

農林村落省 御中

アンカラ

当団体は、法規 No.308に則って、また国立認可機関の監督の下に、品種 _____ の種子を生産することを約束いたします。

貴省の要請がある場合、当方では地方の種子需要に対して供給を行ない、また地方で消費された後に残った分量を輸出いたします。

また私どもは、法規 No.308に関する省令で述べられている、種子の輸入および輸出に関する規定に従うものです。

日 付—署 名

1509ラ 印紙

(用紙 6)

* (請負書)

農林村落省 御中

アンカラ

当団体は、調査団体として認可された日から、(貴省のお招きがあれば) 調査研究グループの会合に出席して、当方の調査の報告を行なうことを約束いたします。

私どもは、法規 №308およびその規則で規定されている登録、管理および保証の条件を遵守し、また本件に関する貴省の省令に従うものです。

私どもは、手続きに従って輸入され登録される品種、またはトルコにおいて登録品種として生産許可を有する品種のあらゆる種類の種子を生産いたします。

日 付—署 名

1509ラ 印紙

* 見 本

(用紙 7)

農林村落省 御中

アンカラ

当団体は、添付した申告書に記述されている品種 _____ の検査を要請いたします。私どもはこれらの検査が（公的調査機関によって）（公的調査機関の監督下で当団体によって）実施されることを希望いたします。

検査を実施または監督する機関が指定され、また検査の目的で _____ 会社からもたらされる（寄贈の）（有料の）種子につき（当団体が費用を支払って）税関を通過させるために必要な手続きが取られますようお願い申し上げます。

日 付—署 名

(用紙 8)

トルコにおいて種子生産をするために必要な検査を実施することを希望する海外団体、民間合弁事業体または地方民間団体が、農林村落省に提出する申告書。

- 1 一団体の名称および商業上の身元 : _____
- 2 一住所 : _____
電話番号 : _____
- 3 一資本金 : _____
- 4 一検査が行なわれる種子の種類 : _____
- 5 一検査される品種がF1雑種品種である場合
一品種の名称と番号 : _____
一親の名称と番号 : 雌性系 _____ 雄性系 _____
一親種子またはF1種子を提供する団体の名称
および住所 : _____
一検査目的で海外から持ち込まれる種子の量 : 雌性系 _____ 雄性系 _____
費用 _____
- 6 一検査される品種が標準品種である場合
一品種の名称と番号 : _____
一種子を提供する団体 : _____
一海外から持ち込まれる種子量 : (kg) _____ 費用 _____

(*) この用紙は3部用意されるものとする。

日付一署名

50リラ印紙

* 閣僚会議決議

Ⅳ 種子産業の促進に関する法令

第1条—この法令の目的は、以下の事柄をより広く活用し促進させることにある。すなわち、高収量・高品質で遺伝的能力が高い作物、家畜、水産物および林産物の生産を急速に拡大するために必要とされる投入物を、国内で育種および生産し、また洗浄、乾燥、保管、梱包および同種の処理を行ない、さらに配給および市場出荷をするといった事柄である。このような投入物は害虫や病気に抵抗力があり、また公共・民間部門の施設や外国資本を運用することにより、これらの投入物に対する地方および海外市場の需要は満たされる。

第2条—この法令は、あらゆる種類の種子、苗木、幼少動物、芽、接ぎ枝、切り枝、塊茎、精子、胚子、蚕の卵、女王バチ、小魚、魚卵、バクテリアおよび同種の生産投入物にあてはまるものである。

第3条—この法令で記載されている生産投入物の、生産から市場出荷に至るまでの業務を行なうために必要な基幹施設、機械類および装置に関して欠かせない投資金や事業借款は、農林村落省の認可を条件としてトルコ農業銀行が手配する。トルコ農業銀行の種子借款利率は、このような借款に対して適用される。銀行がこのような金利を当てはめることで生じうる差額は、価格安定援助基金から賄われる。

第4条—上記の第2条で記載されている投入物で、トルコでの生産が有益と思われる物は、農林村落省の認可を条件として輸入することができる。すなわち認可を受けることは、これらの物をトルコで生産する許可がすでに自動的に発行されていることを意味する。

第5条—その他の奨励措置は農林村落省の提示によって取られたり、また良質の高収量種子や農民によるその他の投入物をより広範囲に利用するために金融信用委員会が下す決定によっても行なわれる。

第6条—この決議の枠組みに従って、農林村落省の認可を得るための申請書は、必要な書類または計画書と共に計画実行総理事会に提出する。このような申請書に関する調査は遅くとも15日以内に終了して、その結果は申請者に通知される。

第7条—上記第2条に記載されている投入物に関連した事業に従事する団体は全て、その生産実施年間計画および価格について農林村落省に通知する。

第8条—1982年4月8日付の官報 No.17658で発表された「種子産業発展のための計画目標および実施原則に関する決議」（1982年3月3日付 No.8/4396）は廃棄された。

第9条—この決議は発表された日から有効となる。

第10条—この決議は首相職権および農林村落省によって履行される。

* 1985年12月19日付け官報 No.18963にて発表。

V 資料 トルコの外資導入政策

『1987年度海外投資規制および申込用紙』抜粋

3. 海外投資政策

1980年度の主な政策決定の一つは、開放的で柔軟な海外投資政策の適用であった。この政策は、1986年2月の新しい法令によって改善されかつ強化された。当政策の基本的要素の幾つかが以下に要約されている。

3.1 外資の保証

海外投資法およびこれに付随する法令は、外資に対しては地方資本と同じ権利と義務を規定し、また利益、手数料および特許権使用料の移送を保証し、また精算や売却が行なわれる場合には元金の補償を請け合うものである。

3.2 活動範囲

トルコの民間部門に対して公開されている分野は全て、海外参加および投資に対しても公開されている。

3.3 無制限の参加比率

直接投資の参加比率には制限がない。

3.4 経営者として国外居住者の採用

国外居住者を経営者および専門スタッフとして任命することに制約は全くない。

3.5 手続きが繁雑で滞りがちな機関は皆無

これらの立法措置を効果的に履行するために、政府は首相職権下の国家計画庁内に海外投資理事会を設置した。理事会は次のことを行なう権限が授与されている。

- 外人投資家がトルコでの投資機会を検討する際に、指導および援助を行なう。
- 海外投資の申請を受理して処理を行なう。
- 特許実施権、特許権使用料および管理契約について検討し認可する。
- 合弁会社に対して海外投資信用貸しを検討し認可する。
- 国外居住者に対して労働許可を検討し認可する。
- 双務投資保護協定を取り決める。

3.6 豊富な奨励金

トルコの奨励金には2つの面がある。投資奨励金と輸出奨励金である。

a) 投資奨励金

国家計画庁(SPO)による奨励証明書に見合う投資計画では、合計投資評価額として優先開発地域では5000万リラ以上であり、また非奨励投資リストに載っていないことが条件とされる他の地域では1億2000万リラ以上である。また、投資家が奨励金を用いずに投資を行なうことを認める許可証明書(SPOの海外投資理事会が発行する)によって、投資を開始することもできる。年間計画に

従って閣僚決定会議で制定される奨励金は、部門、地理的位置およびプロジェクトにおける輸出の可能性によって異なる。主な奨励金は以下に要約されている。

1) 関税の免除

- 投資に必要な全ての機械類および設備に対する100%の関税免除
- さらに、固定投資の合計評価額が10億リラ以上の新しく設けられた投資が3か月間に必要とする物として、SPO はプロジェクトに基づいた原料および中間物資の輸入に対する輸出関税の免除を行なえる。

2) 投資に対する酌量措置

これは税金上の譲歩であり、トルコ国内で投資を行なう投資家で奨励証明書を有する者、すなわち100%の投資譲歩を認められている投資家に対して与えられる。すなわち投資家が全固定投資（土地、補助物および使用機械類を含む）を回収するまで、投資家は法人税を免除されるものである。有資格投資の総量に対する投資譲歩率は以下の通りである。

投資の特性	投資譲歩率
i) 開発地域での (イスタンブールおよびコカエーリ州内全域とアンカラ、イズミールおよびブルサ市内全域) これら地域における組織産業地帯での	30% 40%
ii) 選ばれた幾つかの産業、および第一優先地域に含まれる地方の株式資本会社および協同組合が行なう投資。(条件としては、全固定投資が10億リラ以上であること、投資対象が次のものであること。造船業、造船および修理施設、ローロー船の輸入および管理、列車フェリー、フェリーボートおよび最大コンテナ船、エネルギー部門、エレクトロニクス部門〔通信および先端技術電子機器〕、医療器具の精算、公共医療施設、農業および畜産業に関する一貫生産施設、観光事業〔現在ある施設を補う宿泊施設および団体旅行施設〕、および教育)	100%
iii) 第二優先地域に含まれる地方で	60%
iv) 標準地域および農業投資について	40%
v) 漁業投資、水産物	100%
vi) 株式資本会社、協同組合および共同事業体によって行なわれる科学的調査および開発投資	100%

3) 資源利用援助奨励金

投資が行なわれる際、固定投資総額が10億リラ以上の投資であると、信用資本または危険負担資本の区別なく、資源利用援助奨励金が被投資側から支払われる。その割合は下記の通りである。

- 畜産業および当産業に関わる水産物 30%

—第一優先権がある地域	20%
—第二優先権がある地域，また造船，ローロー船，列車フェリーおよびフェリーボートへの投資	15%
—標準地域での投資（開発地域内の組織地帯での投資は，標準地域での投資として取り扱われる）	7%
—投資場所が関係する省または国家機関の決定によって強制的に変更される開発地域での投資	
・バキルコイ—イキテ—リ産業地帯およびカルタル—オルハンリ—アイドゥン組織産業地帯については	10%
・標準地域については	15%
—優先観光地域での観光投資	
・ヨットの—団，ヨット修理施設およびヨットボート投資	20%

危険負担率およびベッド数による収容設備投資

投資総額における 危険負担率 (%)	2000以上	1500- 1999	1000- 1499	750- 999	500- 749	250- 499	100- 249
40以上	20	19	18	17	16	15	14
35 - 39	17	16	15	14	13	12	11
30 - 24	14	13	12	11	10	9	8
25 - 29	11	10	9	8	7	7	7
20 - 24	8	7	7	7	7	7	7

固定投資総額が10億リラ未満の投資に対しては，当奨励金は信用資本にのみ適用され，その率は7%である。この10億リラの制限は，優先権および代替投資がある地域では設けられないものとする。

4) 奨励金

投資家が国内の供給源から購入する機械類および設備価格の20%に相当する金額が，奨励金として投資家に支払われる。

5) 信用貸しに対する諸税，関税および手数料の免除

生産力が十分な域に達してから，生産高に対して下記の割合が5年間続けて輸出に委ねられる条件で，資本信用貸および海外信用貸を運用しながら，中長期の国内投資信用貸に対する諸税，関税および手数料が免除される。輸出に委ねられる割合は次の通りである。

- 開発地域では，投資に対する年間生産高の少なくとも20%

- 標準地域では、投資に対する年間生産高の少なくとも10%
- 優先地域では、投資に対する年間生産高の少なくとも5%

6) その他の奨励金

- i) 建築・建造税の免除
- ii) 付加価値税 (KDV) の延期

投資奨励金を得ていても、投資金を供給することに伴う最小危険負担は以下の通りである。

投資の種類	最小危険負担率 (%)
-開発優先地域での投資	30
-標準地域での投資	40
投資総額が50億リラ以上であることを条件とする標準地域での投資	30
-イスタンブール、コカエーリ州内またアンカラ、イズミールおよびブルサ市内の開発地域での投資	50
-開発地域の組織産業地帯での投資	40
-農業および畜産業（一体化された両産業、水産物および観光産業を含む）への投資	25
-船に対するあらゆる種類の投資	20
-造船	15
-ローロー船、列車フェリー、フェリーポートへの投資（投資総額が10億リラ以上であることを条件として）	10

b) 輸出奨励金

1) 信用貸しに対する諸税、関税および手数料の免除

銀行が提供するあらゆるサービスおよび取引に対して、銀行が期限を繰り延べる輸出信用貸（先行融資および外国為替信用貸を含む）への融資を利用することを条件として、保険会社および信用貸に関連する他の団体は、関税、諸税および手数料が免除される。

2) 輸出に対応した輸入の通関手続き免除

生産業者（および／または）副産物を取り扱う生産業者が輸出する商品範囲にあてはまる原料、補助材（麻薬や武器、弾薬とは異なる物）および梱包材の輸入は、年間輸出に委ねられる金額に至ることを条件として通関手続きが免除される。

3) 輸出に対応する外国為替の控除

計画に基づいて輸出を行なった会社が組む外国為替はトルコにはもたらされず、国家計画庁

(SPO) が決定する輸出会社およびその子会社の必要な外国為替に当てられる。

4) 輸出関税の払い戻し

ある種の部門、特に製造品の項目に対する直接および間接税は異なる率（0%～8%）で輸出業者に払い戻される。

5) 法人税の控除

25万米ドル以上の輸出所得の場合、その20%が課税対象となる法人所得から控除される。

6) 付加価値税 (KDV) の免除

輸出業者は、輸出される全ての商品および施設に関する付加価値税を免除される。

7) 輸出奨励金

ある種の商品の輸出については、1トン当たり4～550米ドルの奨励金が、「援助および価格安定基金」から輸出業者に支払われる。

3.7 適用課税

a) 法人税

法人税率は課税対象所得の46%である。また幾つかの追加課税もあり、例えば防衛産業基金に対する奨励金（法人税の3%）、社会連帯基金への奨励金（法人税の1%）、技術教育基金への奨励金（法人税の1%）がある。従って、収益に対する実際の税率は48.3%である。配当金支給の場合には追加課税はない。

b) 個人税

税率

年間課税対象所得	率 (%)
最初の 300万リラ	25
次の 300万リラ	30
次の 600万リラ	35
次の1200万リラ	40
次の2400万リラ	45
4800万リラ以上	50

c) 付加価値税

品物の配達および輸入、またサービス業務の実施は付加価値税の対象となる。

付加価値税の基準率は12%で、これは主要食物を除く全ての物品配達に当てはまる。タバコ、酒類およびコーヒー・紅茶等の飲料には追加課税がある。

d) 法人に適用される源泉徴収税額（防衛基金奨励金を含む）

	限定納税者	完全納税者
給 与	25,75	—
専門業務	15,45	—

不動産の賃貸収入	20,60	—
国債の利子	—	—
貸出利子	10,03	—
預金利子	10,03	—
外国為替預金	1,003	—
特許, 特許権使用料	25,75	—
トルコ国外の会社に支払われる貸出利子	—	—
配当金	—	—
債権の利子	10,03	10,03
1年以上かかる建設	5,15	5,15

奨励されない生産および投資対象

(優先開発地域を除く)

I. 農業

a) 畜産業

1. 偶蹄の非反すう動物を育種することへの投資 (開発優先地域を含む)

II. 製造業

a) 食物 - (水以外の) 飲料

1. 加工処理能力が年間2500ト以下低温殺菌牛乳製品の生産。
2. 草花生産工場
3. 飼料製造工場 (飼料用地と食肉・牛乳産業を一体化した製造工場は除く)
4. 全く新しい魚粉・魚油製造工場

b) 林産物

1. ボール紙の生産

c) 生ゴム

1. タイヤの生産

d) 化学製品

1. 重クロム酸ナトリウムおよび硫化ナトリウムの生産。
2. 炭酸ガスの生産。(天然ガスおよびドライアイスの生産は除く)
3. 生産力が年間30万ト以下のエチレンを生産したり、または中間製品の重合によって最終製品を得ようとする石油化学製品製造工場への投資。
4. 1日の生産力が450ト以下の窒素肥料製造工場、または1日の生産力が450ト以下の磷酸肥料製造工場への投資。
5. 1日の生産力が1000ト以下のアンモニウムの生産。

e) 鉄および鋼

1. 針金押しおよび釘製造工場。
2. 圧延工場への投資。(年間生産力が40万ト以上で、連続的に長くて平らな製品を生産することを目的とする圧延工場は除く)
3. 溶鉱炉の能力が2000m以下である、統合された鉄鋼生産への投資。
4. 年間生産力が3交替制で40万ト以下である海綿鉄への投資。
5. 年間生産力が50万ト以下で、連続的に圧延処理を行ない、長い製品を作るための液体状態の鋼をもたらすアーク炉による一貫した鋼生産のための製造工場。
6. 鋼および球状铸铁部品を生産する工場で、1交替制による年間生産力が2000ト以下のもの。(1交替制で年間生産力が3500ト以下の、白・ねずみ铸铁部品およびテンバーを生産する工場を伴

う)

f) 非鉄金属

1. アルミニウム押出し製品。
2. 年間生産力が500ト以下、金属および金属合金の鋳造工場。

g) 自動車両

1. 自動車の生産。
2. トラクターの生産。
3. 2交替制で年間生産力が15,000台以下である、トラック、小型トラックおよびマイクロバスの生産。
4. 2交替制で年間生産力が2000台以下であるバスの生産。

h) 金属製品

1. 鋼から生産する接続部品。
2. 年間生産力が2万ト以下である、鋼構造物の生産。
3. 年間生産力が5000ト以下である、鋼マッティングの生産。

i) 焼結した粘土およびセメント製の材料。

1. 年間生産力が3万ト以下である石灰粉末の生産。
2. 年間生産力が1万ト以下である石膏の生産。
3. 年間生産力が200戸以下である、プレハブ建築部品と建物の生産。

III. サービス業務

a) 輸送機関

1. 船の輸入

- 5000英トまたは7500重量ト以下の船。
- 499英ト以下である、特殊目的のための船および特別設計の船。(冷却装置および空冷設備のある漁業工船、化学薬品の輸送に用いられる船等)
- 貨物船、船齢10年以上の特殊目的・設計の船、および船齢6年以上のタンカー。
85%の対外貸方で輸入され、その費用が外国為替において運賃上り高で支払われる船については、以下のように規定される。

-5000英トまたは7500重量ト以下の船、および499英ト以下で特別設計・目的の船。

-貨物船、船齢13年以上の特殊目的・設計の船、および船齢9年以上のタンカー。

2. 造船所(造船および修理施設)

-鋼処理能力が年間4000ト以下の造船および修理施設。

-鋼処理能力が年間5400ト以下の造船および修理施設。

-総合能力が年間8万重量ト以下の造船・修理施設および浮きドック。

造船所がイスタンブール・タズラ地域に設置される、タグボート、漁船、観光船、同種のサー

ピスを行なう船、および特殊目的用海上勤務船のような船を建設するための造船施設は上記の制限を受けない。

3. トレーラーおよび貨物自動車への投資（開港優先地域を含む）

4. 輸送機関への投資（都市バスおよび、50万米ドルの外国為替収益をもたらさしめるような海外旅行向け旅行代理店への投資は除く）

IV. 観光業

1. 収容能力が100ベッド未満の宿泊施設。

2. 収容能力が45ベッド未満のヨット施設。

現在ある施設に関して、拡張、近代化および品質改善のための投資が当リスト内で行なわれている場合でも、これらの投資は計画に基づく検査を受けることが望ましい。

開発優先権がある低開発地域

I. 第一優先権がある地方

1. アディヤマン
2. アグリ
3. ビンゴル
4. ビトゥリス
5. ディヤルバキル
6. ギュミュシャース
7. ハッカーリ
8. カルス
9. マルディン
10. ムシ
11. シールト
12. タンケーリ
13. バン

II. 第二優先権がある地方

1. アマジャ
2. アルトゥン
3. カンキリ
4. コルム
5. エラズー
6. エルジンカン
7. エルズルム
8. カスタモヌ
9. マラチャ
10. カラマンマラス
11. シノップ
12. シバス
13. トカト
14. サンリウルファ
15. ヨズガト

一標準地域とは、未開発であるか、優先地域ではない全ての地域を言う。

VI 外資奨励に関する法規

法規 №6224

日付：1954年1月18日

法規の対象

第1条—この法規は、トルコに輸入される外資、または外資奨励委員会の決定および閣僚会議での承認によって行なわれる対外借款について適用されるものとする。尚、投資が行なわれる事業が以下のものであることを条件とする。

- a) トルコの経済発展に有益である。
- b) トルコの民間企業に公開されている事業分野である。
- c) 市場独占や特別譲歩を全くもたらさない。

本条項にある外資奨励委員会は第8条に従って制定されたものであるが、以後は「委員会」

(*)として表記する。

(*) 当委員会の役目は、法規 №933第6条によって国家計画庁に委譲された。

主要外資

第2条—当法規の意図から、「主要外資」という用語は、以下のように査定および設定される価格全体を意味するものとする。

a) 以下の項目は、現法律に則った事業が効率的に確立または拡大されるよう、または同事業が再開されるように、海外から輸入されるものである。

1. 外貨の形をとる資本。
2. 機械類、装置、工具および同種の品物、機械構成部品、予備部品・材料、および委員会が認可するその他の必需品。
3. 特許権、特許実施権および商標等の無形財に関する事業と権利。
4. 第3条の規定に従った再投資によって資本に転用される収益。

b) 委員会が選ぶ専門家は、無形財に関する商品、事業および権利という形で輸入される資本の価値を査定し、これらが委員会によって認可された事業目的にとって必要かつ有用なものであるかを決定する。

専門家による評価額は、委員会が再検討し修正を行なう。

評価査定は輸入時の公定為替相場により、現地国およびトルコの両通貨で行なわれる。

評価査定に関する委員会の決定は最終的なものであるが、第8条による申し立ては留保される。

収 益 の 再 投 資

第3条—現在の法律および実施されている税法に従った事業収益から、主要外資の所有者にもたらされる正味金額の全体または一部は、委員会の決定により主要外資に加えられるか、または第1条の条件を満たす別の事業に投資される。

収益および主要資本の移送

第4条—

- a) 項目(c)に記載されている条件に従って、以下の収益金および資本金は、現在の公定為替相場により主要外資をもたらす国の通貨で海外に送られる。
1. 1953年12月31日以降獲得され、現行の税法に従って決定された収益から、主要外資の所有者にもたらされる純利益。
 2. 現行の法律に則った事業を部分的にまたは全体的に整理する場合、適正な価格で行なわれた売却の収益から、主要外資の所有者にもたらされる部分。
 3. 現行の法律に従って創設または運営される事業に対して投資された主要外資について、その全体または一部が適正な価格で売却される場合の収益。
 4. 当法規の第6条の規定に従って決定され、貸付協定の規定によって満期になった外国債の元金および利子。
- b) 大蔵省または委員会は、必要と判断される場合は以下のことを行なう。
1. 本条項、項目(a)の副項目(1)に従って送付するために換価できる金額を決定するために、現行の法律に則った事業の会計簿および所得申告書の調査を命ずる。
 2. 株券および資産の売却、および借金が真正なものであるかを確かめるために調査を命ずる。
- c) 大蔵省は申請に応じて、本条項の項目(a)の規定に従って送られる予定の収益、売上手取金および貸付の元金と利子の送付に対して、必要な認可書を発行する。

割 前 の 送 付

第5条—

a) 大蔵省は申請に応じて、株券または仮領収書(第2条で定義され、またトルコの会社の帳簿に記されている主要外資に相当するもの)に関する以下の文が示す保証を与えるものである。

(この株の配当金は、株券または仮領収書をトルコ中央銀行またはその海外公認代理店に提示することにより、送付日の公定為替相場〔および当事国の外貨〕で直ちに送られるものとする。この株券の売上手取金または整理による収益金に関して、株券または仮領収書の所有者にもたらされる金額は、トルコ共和国法規 No6224の第4条に従って、送付日の公定為替相場〔および当事国の外貨〕で送られるものとする。)

大蔵省または当省公認機関

- b) このような保証を有する記名株券または仮領収書は、トルコおよび海外の双方で、いかなる国籍の個人間において自由に譲渡される。こうした株券または仮領収書はトルコに居住する個人または法人に売却される前に、新しい株券または仮領収書が古い物の代わりに発行されるかどうかには関係なく、保証を取り消すために大蔵省に提示されるものとする。

貸付の保証

第6条-

- a) 大蔵省は、当法規第1条で提示された条件を満たす事業によって決定される外国債の元金および利子について、閣僚会議の決定により、担保または抵当の代わりに10億リラの金額まで保証を行なう。
- b) この保証は、外国債の元金および利子の払戻し分と引き換えに自動的に失効する。

外国人の雇用

第7条-

- a) 現行の法規に則って起こされる事業の調査、創設および運営期間中、法規 No2007,2818において示される条件および禁止事項は、事業の効率的な創設、拡大および運営のため、または事業の再開のために委員会が必要とみなす期間、このような事業に投資する外国人、これら投資家の海外代理人、外国人専門家、現場監督者およびその他の熟練者には適用されないものとする。
- b) 上記の規定は、当法規第1条で提示された条件を満たしていると委員会が認める地方会社の雇用する外国人専門家、現場監督者およびその他の熟練者にも適用される。
- c) 本条項の規定に従って雇用される外国人は、前もって得る大蔵省の許可証により、家族を扶養するため、または通常の貯金を海外に送るために、雇用契約に明記された所得の一部を自国の通貨により、現行の公定為替相場で送付することができる。

外資奨励委員会

第8条-

- a) 当法規で提示される義務を遂行するために、トルコ中央銀行頭取を長として、大蔵省長官、内国商業省長官、産業省長官、国家開発庁の調査計画局局长、およびトルコ商工会議所・商品取引所連合の事務局長からなる委員会が、ここに設立される。必要な場合は、当委員会は顧問としての立場から、他の省および機関の代表に意見を求めることができる。委員会は遅くとも15日以内に、当委員会に委託された申請に対する決定を行なうものとする。

委員会の事務局長の職分は内国商業省長官が遂行し、必要な場合は事務局長により委員会が召集される。

委員会の委員長および各委員に支払われる報酬は、閣僚会議で決定されるものとする。

- b) 当事者たちは、決定が送達された後30日以内に、委員会の決定に対して抗議を行なうことができる。抗議が提出される当局は、大蔵大臣、経済通商大臣および国家開発大臣から成る。当局の決定は最終的なものとする。(*)

(*) 法規 No.933第6条の改正により、抗議に対する当局は高度計画委員会となる。

第9条一

- a) 経済通商省は、当法規の適用に関する責任当局である。
- b) 経済通商省は、委員会の決定に従った物品資本のトルコへの輸入に関して、関係する輸入税関事務所に命令を下すものとする。

国内および外国資本に対する平等な処置

第10条一国内資本に対して認められている権利、免税および特権は全て、同種の分野で活動する外資および事業にも同じ条件で認められる。

第11条一

- a) 法規 No.1567および法規 No.5583,5821の権限において発布された、法令 No.13第31条に則って投資を行なった者に認められる全ての権利は留保される。
- b) 当法規の規定は、1951年8月1日から当法規発効日までの間に法規 No.5821に則って行なわれた投資にも適用される。

前法規の廃止

第12条一法規 No.5821は廃止される。

発効

第13条一当法規は、その発布日から効力を発するものとする。

第14条一閣僚会議には当法規の施行が委託される。

(1954年1月24日付官報にて発布)

Ⅶ 外資枠組みの法令

1986年2月12日付、法規 No.86/10353の追加

(1986年3月13日付官報 No.19046)

目 的

第1条—当法令の目的は、外資奨励法 (No.6224) およびトルコ通貨価格保護法 (No.1567) の枠内で外貨許可の原則を設置することである。

定 義

第2条—当法令の実施にあたり、用語は以下の意味をもつものとする。

- a) SPO : 国家計画庁。
- b) 海外居住個人および法人 : 外国の国民である自然人、およびこれらの国で創設される法人。
- c) 外資 : 下記に定義される資産にあてはまるもの。
 1. 外貨の形をとる資本。
 2. 機械類、装置、工具および同種の品物、機械部品、材料および SPO によって認可されたその他の必需品。
 3. 特許実施権、特許権、商標および技術的知識に関する契約から生ずる支払金。
 4. 外資、民間の対外貸方、および支払金の元金と利子に関する収入。
 5. 海外に居住する個人および法人が所有する手元資金。(これらはトルコ通貨価格保護法に従って発布された規則により封鎖されている)

公認機関

第3条—海外投資および参加に関して、当法令の枠内で行なわれる全ての操作は、SPO の海外投資理事会が履行するものである。

許可の申請は SPO の海外投資理事会に対して行なわれ、実施原則は委員会によって決定される。

一般原則

第4条—外資に関する許可証は以下の原則に従って発行されるものとする。

- a) 海外に居住する個人および法人は、商業活動への従事、共同経営事業への参加、株式の買入、支社の開設および連絡局の設置等の目的で、トルコに対して投資を行なうことが許可される。その条件として、これらの活動は以下のようなものでなければならない。
 - トルコの経済発展に有益であること。
 - トルコの民間部門に対して公開されている分野であること。
- b) SPO は許可証を発行し、海外参加が5千万米ドルまでの投資計画に対して奨励金を提出する権限を委任されている。この金額を越える投資および参加については、仮決定のために申請書が SPO に提出され、その後、認可のために閣僚会議に提示される。

VIII 外資枠組み法令に関する公式発表 No. I

1986年5月25日付官報 No.19117

当公式発表の目的は、外資枠組み法令（1986年2月12日付法令 No.86/10353に付加されたもの）に従って与えられる許可の申請および履行に関する原則を決定することである。

活動分野

第1条—海外に居住する個人および法人は、品物やサービスの生産を目的とする全ての工業、商業、農業およびその他の事業活動に従事することができる。ただし条件として、このような活動が、国家計画庁の海外投資理事会によって与えられる許可証（および／または）奨励認可書に記載されている項目に関連していること、またトルコ商業登記公報で発表される会社定款に含まれていることが挙げられる。

投資および商業活動

第2条—海外に居住する個人および法人は、トルコ商法に則った株式会社または有限責任会社を設置したり、またトルコで投資をして商業活動を行なうための支社を開設するためには、以下の書類を添えて国家計画庁に申請するものとする。

1. 海外に所在のある法人については：

a) 事業活動認可証

b) 前年度の年次報告（前年度の貸借対照表および活動分野を含む）

2. 海外に居住する個人については：パスポートの写し

事業活動の認可証およびパスポートの写しは、それぞれのトルコ領事館により、または国際私法に関するハーグ会議で作成された「海外公文書合法化要求を廃止する協定」の規定により認定されるものとする。パスポートの写しがトルコで公証された場合、その他の証明は必要とされない。

3. 公約証。（これにより海外に居住する個人または法人は、トルコで事業活動を望む分野において必要な資本が導入されることを表明する）

4. 採算性調査書の写しを2部。

5. 買付見積送状、事業計画要綱および目録、ならびに次のものの写しを2部ずつ……全体的目録、また機械装置および固定投資（投資のために本船渡し値段〔当事国の通貨〕で、または米ドルの本船渡し値段、運賃保険払込値段〔トルコリラ〕で、関税および諸掛かりを伴って輸入されるもの）の目録。

6. 奨励処置を受けたい場合は、税関手数料を含む投資総額の0.1%（1/1000）が輸出振興基金に対する担保としてトルコ中央銀行に預金されたことを示す領収書。（当領収書は投資が実現されるか、または奨励処置が受けられない場合に投資家に返却される）

7. 役立つと思われるその他の情報。

間接投資

第3条—海外に居住する個人または法人は、共同事業者となるか、または前からあるトルコの会社の株式を買い入れるためには、国家計画庁の海外投資理事会に申請するものとする。また、以下の書類を提出しなくてはならない。

1. 海外に所在する法人は：

- a) 事業活動認可証
- b) 前年度の年次報告（前年度の貸借対照表および活動分野を含む）

2. 海外に居住する個人については：パスポートの写し

事業活動の認可証およびパスポートの写しは、それぞれのトルコ領事館により、または国際私法に関するハーグ会議で作成された「海外公文書合法化要求を廃止する協定」の規定により認定されるものとする。パスポートの写しがトルコで公証された場合、その他の証明は必要とされない。

3. 公約証。（これにより海外に居住する個人または法人は、トルコで事業活動を望む分野において必要な資本が導入されることを表明する）

4. 海外に居住する個人や法人が、その共同事業者となるか、または株式を購入しようとする現存の会社については：

- a) 該当する税務署によって証明された、過去5年間の貸借対照表および損益計算書。（申請が該当年の後半に行なわれる場合は、その年の6月末における貸借対照表および損益計算書を添付するものとする）
- b) 会社の通常定款の最終的な形が発表される商業登記公報。
- c) 申請日における退職手当債務証書。

参 加

第4条—トルコで活動している外資を伴った企業は、海外投資理事会の認可を得ることを条件として、トルコ国内で現在ある会社および創設予定の会社に参加できる。認可については、過去5年間の貸借対照表、（参加が行なわれる）商業登記公報で発表された会社定款の最終案、および申請日における退職手当債務証書を添えて、国家計画庁の海外投資理事会に対して申請を行なうものとする。

連絡局の活動

第5条—海外に所在する企業は、トルコ国内に連絡局を設置するためには、国家計画庁の海外投資理事会に下記の書類を添えて申請を行なうものとする。

- 1. 連絡局の全経費は海外から支払われることを記した公約証。
- 2. 海外に所在する法人については：
 - a) 事業活動認可証
 - b) 前年度の年次報告（前年度の貸借対照表および活動分野を含む）

3. 連絡局の活動、雇用者数および年間経費に関する詳細な情報。
4. 連絡局を管理する者に与えられる委任状。

海外に所在する法人のトルコ国内に開設される連絡局についての経費は、海外からもたらされる外貨によって全て支払われる。連絡局は、いかなる商業活動にも携わらず、また収益等の移送を申請しないものとする。

特許実施権、技術知識および記述援助契約

第6条—特許実施権、技術知識および技術援助契約に関して、海外に居住する個人および法人に対して与えられる認可については、公・私企業は国家計画庁の海外投資理事会に下記の書類を添えて申請を行なうものとする。

1. 契約案文。
2. 当該生産物を生産する工場施設に関する文書資料。
3. 投資が関与している場合は、採算性調査書。
4. 前年度の貸借対照表、および特許実施権、技術知識または技術援助契約の譲与者の研究開発費。
5. 当該生産物の商標または特許が登録される場合は、証拠として挙げる資料。

契約の評価においては、次の要素が考慮される。すなわち、販売価格および輸出額に関して制限がないこと、生産に基づいた支払金および販売正価の計算法、争議解決手続きの明確化および5年間の契約期間。

海外投資理事会による評価に基づいて条件を満たしているとされる契約は、証明された契約書原本の写しを4部、トルコ語に翻訳された物（公証人により確認された物）の写しを4部、および印紙税の支払いを示す領収書を提出することにより承認される。

これらの契約から生ずる支払金にはトルコ中央銀行が外国為替の許可を与え、商業銀行を通して外貨が送付される。

民間外国債契約

第7条—海外から得られる中長期の投資信用貸しの契約認可については、外資を伴う企業は下記の書類を添えて国家計画庁の海外投資理事会に申請を行なう。

1. 契約案文。
2. 借り手の前年度貸借対照表。

契約の評価においては、期間、利率、利子支払予定、元金払戻予定および争議解決手続きが考慮される。

海外投資理事会による評価に基づいて条件を満たしているとされる契約は、証明された契約書原本の写しを4部、トルコ語に翻訳された物（公証人により確認された物）の写しを4部、および銀行が発行する外貨建保証状（このような保証状が必要とされる場合）を提出することにより承認される。契約書の写しの1部は、外債記録簿に記載するために財務および外国貿易

省の次官管轄部局に送られる。

外国債の利子および元金払戻金の移送は、国家計画庁の海外投資理事会が認可した借款契約に従って商業銀行が行なう。

所得、配当金および株式資本の移送

第8条—海外に居住する個人や法人の持株にもたらされる利得および配当金に関して、現行の税法に従って税金が支払われた後の正味金額は、利害関係者が下記に示された証拠資料を銀行に提出するならば、海外に移送される。移送作業を行なう銀行は、資料の写しと外国為替売上伝票をトルコ中央銀行および国家計画庁の海外投資理事会に提出するものとする。

1. 関連する税務署が是認した税金申告書、貸借対照表、および損益計算書。
2. 税証明書（および／または）税領収書。
3. 収益配当表。

第9条—海外に居住する個人または法人が株式資本の一部または全部を、トルコに居住する個人または法人に売却する場合、売却または整理から得る金額に対しては、トルコ中央銀行から外国為替許可証が即刻与えられる。このような株券の価格は、株式取引所が示す価格に基づいて、また、そのような価格がない場合は、国家計画庁の海外投資理事会の評価に基づいて決定されるものとする。

外国人雇用許可

第10条—トルコの公共および民間部門の企業は、投資や資金運用を行なう期間に、法人にとって有益で6か月以上働ける管理者および技術者を雇用しようとする場合、国家計画庁の海外投資理事会に申請し、下記に示された書類を提出するものとする。

1. 現在、企業内で雇用されている外国人の名前と職務、およびトルコ人の総数。
2. 労働許可証が必要な者に関する以下の資料：
 - パスポートの確かな写し。
 - 行なっている職務についての詳しい情報。
 - （当人物が外国人である場合）株主または代表者、およびこの趣旨での資料。
3. 当企業が外資を持たない場合は、（ある場合にのみ）奨励証明書、税務署が証明した前年度貸借対照表、および活動分野に関する詳しい情報。

輸入される設備の専門家

第11条—国家計画庁の海外投資理事会の認可により、物品資本として輸入される投資財は、輸出報告書を必要とする。調査は当設備が組み立てられた後で、海外投資理事会が任命する専門家によって行なわれるが、ただし、工場施設用地で操業が開始される前に行なわれるものとする。

専門家の報告を必要とする設備のトルコリラでの価格を決定する場合、国家計画庁の海外投資理事会によって税関当局に送られる輸入許可状が書かれた日の、トルコ中央銀行が用いる外国為替買入相場が適用される。

調査を行なう専門家の旅費や宿泊費、および海外投資理事会が決定する調査手数料は、当設備を輸入する企業によって支払われる。

その他の規定

第12条—海外に居住する個人および法人は、トルコに投資を行なう目的の場合、および商業活動に携わるか、または現在ある会社の共同事業者となるか、または支社を開設するために株式会社や有限責任会社を創設する目的の場合、1人につきまたは1企業につき最低5万米ドル（奨励金を伴う投資および取締役会議のメンバーが所有する株は除外する）を用意しなくてはならない。

第13条—外資を伴う現在の企業が、事業拡大、近代化および運転資本の必要性のために増資を行なおうとする場合、商業登記公報に発表された前の増資、追加資本の出所についての詳しい情報、および事業拡張に関する採算性調査報告書を伴って、国家計画庁の海外投資理事会に申請するものとする。

第14条—現在、トルコで活動していて外資（石油法 №6326に従って運転される外資は除く）を伴う企業（株式会社、有限責任会社、支社および連絡局等）は、海外投資理事会に登録することを条件として、当公式発表および外資枠組み法令の規定から利益を得るものである。

第15条—海外に居住する個人および法人が、商業活動を通じて獲得されたが外国為替規則に従って封鎖されている（または封鎖される予定の）手元資金を利用しようとする場合、海外投資理事会に許可を申請し、最低でも、使われる手元資金の半分に相当する外貨を海外から持ち込まなければならない。

報告書の作成

第16条—公式発表の規定によって認可されている外資、または以前に認可を得た外資を伴う企業は、株主総会で提示された業務報告書、監査役報告書および貸借対照表を、遅くとも毎年5月までに海外投資理事会に送らなくてはならない。当情報に加えて、海外投資理事会が決めるその他の情報を、指定された形で、指定された日時に提出しなくてはならない。

第17条—当公式発表は発表された日から効力を発するものとする。

JICA